

平成23年9月16日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（16名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
建設課長	西城 彰 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
総合支所長 兼地域生活課長	阿部 敏克 君

総合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

事務局長	佐藤 広志 君
------	---------

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 徳憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局長	佐々木 三郎 君
------	----------

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主 事	加藤 優美子

議事日程 第3号

平成23年9月16日(金曜日)

午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 認定第 1号 平成22年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 2号 平成22年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 3号 平成22年度南三陸町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 4号 平成22年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 5号 平成22年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 6号 平成22年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 7号 平成22年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第 8号 平成22年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認定第 9号 平成22年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第10号 平成22年度南三陸町水道事業会計決算の認定について
- 第13 認定第11号 平成22年度南三陸町病院事業会計決算の認定について

第14 認定第12号 平成22年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定に
ついて

本日の会議に付した事件
日程第1から日程第14まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会3日目でございます。本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

遅刻議員、11番及川 均君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において9番小山幸七君、10番大瀧りう子君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告7番、鈴木春光君。質問件名1「ライフラインの復興課題について」、2「宅地造成に町有財産の山を生かせないか」、3「震災犠牲者の慰霊の塔、いやしの公園をつくれぬか」、以上3件について一問一答方式による鈴木春光の登壇発言を許します。

〔12番 鈴木春光君 登壇〕

○12番（鈴木春光君） おはようございます。

12番は、議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

質問方式は一問一答方式でお願いします。

1件目の質問事項でございます。「ライフラインの復興課題について」ということで、質問の相手は町長でよろしく願いいたします。

3月11日でございますけれども、突然の巨大地震と大津波は町市街地を初めとする全域にわたって壊滅状態にいたしました。多数の死者と行方不明者も1,000人を超えたということで、尊い犠牲者を出してしまったと。さらに、道路、電気、水道、通信等のライフラインも一瞬にして寸断され、想像を絶する未曾有の大災害となったわけでございます。

あのときから、6カ月が一時に過ぎてしまったわけなんですけれども、復旧・復興へと進ん

ではいるものの、時間と日数がかかり過ぎたのも事実であります。これは復興計画等に向けて欠かせない課題でもあると思います。次のことについて町長の考えを伺います。

その1として、水道水源地の移設場所と伺いますか、設置場所はどうなのか。さらには変電所の位置の変更の働きかけ、あるいは移設場所あるいは電話交換場所というところがございます。3番に道路整備、今回特に活躍された道路等、あるいは新設対応ということでもお話されましたけれども45号線とか398号線をどうするのかというようなこともお尋ねいたしたいと思います。その対応策について、町長の考え方をよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、通告7番、鈴木春光議員のご質問、ライフラインの復興計画、復興課題についてお答えさせていただきます。

まず、ご質問の1点目、上水道水源地の設置場所についてお答えさせていただきます。

町内の水道施設は今回の津波の被害によりまして、主要4カ所の浄水場が流出し、ほぼ全町にわたり断水となりました。震災後、配水本管や施設の応急復旧工事に着手しましたが、議員ご指摘のとおり本通水までに数カ月を要したところであります。施設の復旧工事は順調に進みましたが、本町の水源である助作、伊里前、戸倉の取水ドが津波で冠水したため、塩分濃度が基準値を超え、飲用としての給水が大幅におくれ、町民の皆様大変ご不便をおかけいたしました。未曾有の大災害で、予想し得なかった津波の高さでありましたが、緊急時のライフラインの確保という点からも水源をより安全な場所に求めておく必要があると改めて痛感いたしております。

今後、町の復興計画に基づき、水道施設の再構築を行うこととなりますが、現在の水源による水道施設の整備とあわせ、新たな水源地としての可能性を調査し、より安心して安全な水道水の供給ができるように努めてまいりたいと考えております。

次に2点目のご質問、「変電所の位置の変更の働きかけは」についてお答えさせていただきますが、このことにつきましては震災直後から鈴木議員のご意見を賜ってきたところでありますが、東北電力といたしましてもライフライン復旧のかなめである電気の通電を一刻も早く進め、住民の利用に供するために、被災した志津川変電所の向かい側の民地に仮変電所の設置を早期に進めたものと理解をいたしております。

結果として、5月30日をもって電気については復旧を完了したわけではありますが、仮変電所は今回の津波の浸水域の中にございまして、今後同様の災害が発生した場合にはまた長期に

わたり電気の供給が停止する可能性があることから、東北電力側においても既に浸水域ではない高所への変電所の移設を計画しているようであります。今後の移設計画が明確になった段階で、町としても柔軟に対処してまいりたい、そういうふうと考えてございます。

次に3点目のご質問、「道路整備新設対応策は」についてお答えさせていただきますが、今回の震災によりまして市街地及び沿岸部の国道、県道のほとんどが被災し、救助活動、救援物資の輸送等にその機能が十分に発揮されない状況となりました。震災時や震災復旧時においては輸送路の確保が重要であり、多重性、代替性を有し、避難拠点、救助活動等を行う防災拠点と被災地を連絡するような緊急輸送道路の確保が必要と認識いたしております。

この役割を主体的に担うのが、現在整備中の三陸道でございます。さらには国道、県道になります。町道につきましてもそれぞれの整備計画、復旧計画を踏まえ、町内の緊急輸送道路網を再構築し、重要な町道については整備を検討してまいりたいというふう考えております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ただいま町長から水道水源地の設置場所等について考え方をお聞かせいただいたわけなんですけれども、3月11日までたしか5,700戸が断水したというようなことを聞いております。3月の、つまり11日、3時半ころまでは正常稼働していたと思われましょけれども、上水道、町長答弁のように4カ所、助作あるいは伊里前地内にある取水地、戸倉波伝谷、そういった水源地在当町にはありますが、今回の巨大地震で地盤沈下と大津波で施設のすべてが浸水、破壊、流出したと。そして水道機能はまったく寸断されて、その復旧に4カ月はかかったのではないかなと、そんなふうに思います。そこで尋ねた、そういうふうにかかったわけなんだけれども、本来ですとこんなにかかった場合には、毎日の生活が一番でございますけれども、例えば避難所の生活、あるいは避難所だけでなく津波を受けなかった私たちの地域でも畜産の関係とか、あるいは園芸施設等々においてもそういう農家にも非常に影響が出ておりましたし、やっぱりこれは毎日の生活に絶対欠かせないものであったなということで、どうでしょうね、こういうふうに時間、日数がかかる、それに伴うコストがかかる、そういったことを軽減するために、私は分散型の上水道施設をつくってはいかかなものかなというふうに考えるので、町長の考え方をお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かに今回ご指摘のように大変長期にわたって飲用としての水を通水することができなかったという事実がございます。そういった中で、津波ですべて井戸がやら

れてしまいまして、揚水を繰り返したんですが、残念ながら塩分濃度が下がらないということで、大変町民の皆さんにはご迷惑をおかけしたというふうに思っております。そういった意味におきましては、我々も新しい水源を調査しなければいけないと、そういうふうな認識をいたしております。そういうことで、水源地等の可能性をしっかりと精査をしながら、今後取り組んでまいりたいというふうに現在考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 今後精査、検討して、新しい水源の確保をやりたいというお話でございましたけれども、そうすると現時点では使っている場所で新しい箇所はまだ考えてはいないということですね。そうですか。それでまずもって水ということでお尋ねしたんです。もちろん電気も大切なんですけれども、水はやっぱり命をつなぐために毎日必要なものであると。そういうことからすれば、今年たったこの段階でそういう精査、検討をしてということが一向に進んでもいないということではなく、やはり水源確保のためにどこをどうしたらいいかということを考えてもらいたいと思うんですよ。なぜかと申しますと、前段に申し上げましたとおり、4カ所の水源地は壊滅です。さらに塩分濃度の調整ができないということで、半年も完全復旧までにかかったということで、膨大な費用がかかったらろうと。そういうことからすれば、やはり早めの今度の復興計画の中にももちろん折り込んでもらいたいし、早目に対策等、設置場所の選定等も始めていいのではないかなと、こんなふうに思うんですけれども、そのへんはどうでしょう。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 近々に議会のほうにいわゆる水源の探査費用といたしまして、4,000万円ほどかかりますが、それを計上したいと。そこで新しい水源を探していきたいということでご提案させていただき予定でございますので、ひとつその辺はよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 何をやるにも予算が伴うものでございますから、その探査費用として議会の考え方なり承認も得たいということでございますから、方向性としては取りかかっているのかなというような感じがいたしますけれども、これは冬場に向かって現在配送水している管が路面に出ておるわけですね。そういたしますと、寒さによる影響が当然出てくるんじゃないかなと、そんなふうに思うので、むしろそういう施設の埋設工事等々をするのであれば水源地を早めて確保して、そこから引いてはどうかかなと。ちなみに、例えば町長

はその設置場所をまだこれから精査するんだということでございますけれども、歌津町だったら水が絶対切れないという払川ダムとか引くとか、例えば今回全然水道水がなくても生活の維持確保ができたと入谷地区とか、そういったところをすぐ始めていいと私は思うんですよ。払川のダムまでいかななくても、その手前で上沢あたりにつくるとか、そんなことを早めてやっぱり打ち立てる必要があるのではないかと。ということは、仮だとか仮設だとかということで、2回も3回も財源のないときにかかる必要性はないと。将来に向けてそういう施設設備を考えていくべきだと私は思うんですけれども、どうですか。そういうことをどこら辺から始めるんですか。考え方を聞かせてください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども言いましたように、議会のほうに探査の委託料を計上させていただきます。それでご承認をいただければ、その後水源の探査に入っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） それではぜひ早めて水道資源の確保、……そうすると現在の場所を使用するということは今のところ考えに置かないと、新たに新設するというような受けとめ方でよろしいですか。それは探査資金を調査した結果の予算確保で議会の承認をもらったら直ちに始めるんだというような理解、取り方でいいですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 現状として、助作の浄水場は水量も申し分ございません。水質も問題ございませんので、当面ここは使わせていただくと。いずれ、先ほど言いましたように津波の被害を受けない場所の水源がどこにあるのかということ进行调查するというところでございますので、これは何回も言いますが近々議会に提示させていただきますので、そこで委託料がご承認をいただければ水源の探査に入っていくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） やめようかなと思ったんだけど……、町長、助作の上水道施設、今回津波で壊滅になり、飲料水までもっていくために除塩をするための期間、どのぐらいかかったと思いますか。それが問題で実際にはおくらせていたと思うんですよ。そして現在もさらに流しているんですよ。放水しているんですよ。つまり、大丈夫だって言いますが、まずもって施設が破壊、損傷したというようなことと、それから除塩するまでに飲料水とし

て生かすために日数が余りにかかり過ぎたんだと。そのために田尻畑から旭ヶ浦を經由してまた戻して引いたんだと思うんですよ。そういうことでなくて、あれも毎日流している、そこへ水が寄ってくる、毎日その集水する水脈の大きさが、私は拡大していると思うんです。それとさらに、今回は地盤沈下しているわけですよ。地盤沈下した場合にはどういうふうな現象が起きてくるんだということも推理しなくてはならないんじゃないかということをお私に申し添えておきたいと思います。確実性はどこにもないかもしれないけれども、それぞれの上水道施設は私は考えを直したほうがよろしいかと思いますが、その辺はどうですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 田尻畑から今通水しているということはお案内のとおりでございます。ただ、私が申し上げましたのは、助作の浄水場も水としては使えるということです。ただ、先ほどから何回も私申し上げますが、基本的に新しい水源を探查するという方向で町としては考えているということでございますので、その辺はひとつご理解をお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ぜひその探查の期日は早めて、施設をつくるならつくるなりに、あるいは配管等の埋設工事には二度も三度もコストをかけないように、何しろこれから先大変な経費がかかっていくときでございますから、復興にはぜひそうしたことを、水道水源の設置場所については十分考えた中でひとつ取り組んでいただきたいなど。復興の中でもぜひそういうことを検討していただきたいなど、そういうふうに思います。

次に、変電所の位置の問題でございますけれども、大津波の影響はすべてに及んでいるわけですが、ライフラインの中でやっぱり水に次ぐものは電気だったのかなというようなことでお尋ねするわけでございます。志津川変電所は御存じのように施設が浸水、破壊されて、停電期間が長かったと。そういう意味合いで、その変電所の位置、仮設だからとまた低いところに建てているだけけれども、もっと変電所の考え方でなくして、町の考え方も十分復旧にも入れていただいて、やっぱりこれももっと高台、例えば志津川小学校の周辺を造成してでもやっておくというようなことができなかつたのかどうか。その辺、なぜあの場所へ仮設であっても建てられたのかなと。それから、変電所の位置についても町の考え方としてはどうなっているのかなということをお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもお話しさせていただきましたが、東北電力気仙沼営業所のほう

も今回の津波災害を受けまして、低い地域に置くと長期にわたっての停電が起きるといことがございましたので、東北電力のほうも高台、何か所か検討を今しているようでございまして、新しく変電所を建てる際には高台のほうに変電所をつくると、そういうふうな移行で進んでいるというふうにお聞きいたしております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） もちろんそうあってほしいと思いますけれども、もし今回変電所が高台にあって水没、破損しなかったら、もっと早く電気がついたんじゃないかと。町内で一番先についたのは荒町でした。これは3月12日だったと荒町の住民は言っています。そういうことを聞いたので、入谷地区ではせめて荒町に似たような弱送電による電灯をつけることができなかなと、そうすれば避難者、当時避難場所あるいは民家を合わせて1,000人からの人が避難しておったわけですけれども、そういう生活者に対して不便をかける期間が短くなったのではないかというような話が出ておりましたので、この移設の問題についてもぜひやはり高台ということ考えるべきであろうというふうに思います。町長答弁、東北電力でもそういうふうにご考えておったということでございますけれども、荒町よりも入谷のほうは1カ月もおくれてしまったという事実がありましたから、入谷は4月15日です。そういうふうに記憶しておりますので、もしそのときに地区の区長さん方が独自で登米築館変電所等々に足を運んで、荒町に類似した弱送電であっても早めることができるのではないかという区長会の話をもとめて執行部にしたら、そのことわけを語らないうちにどなたか知りませんが一喝入れられて、それは入谷だけにできるかというような話があったと。そういうどこでもいいから今回の場合は早めて、避難者あるいは生活者に、住民の生活に事欠かないような対応策があつてよかったのではないかなと、そんなふうに思うので、なぜそういうことができなかったのか。まずもって荒町のような10日間で来たというようなことがなぜできなかったのかなというようなことをどう考えているのか。まずもって聞いておきたいとします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私も専門家でございませぬので、技術的なことは申し上げられませんが、私ども東北電力のほうにも何回もその辺のお話はさせていただきました。しかしながら、東北電力では技術的に無理だというふうなお話でございましたので、我々とすれば専門の電力さんがそういうお話でございませぬので、それをお聞きするといことが妥当だろうといような判断をさせていただいてきたところでございませぬ。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） いろいろ事の言いわけはあるわけなんですけれども、それにも増して荒町の人が荒町は10日間で来たというようなことが現実としてあったわけですから、そういうことの復興に当たってのそういう対応策も考えておいてほしいなというふうに思います。

それと、東北電力では高台に移設するという考え方だけでも、東北電力だけでなく町の考え方はどうなのか。東北電力に任せっきりなのか。どこを町で設置場所を見ているのか、その辺をちょっと聞かせていただけませんか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども申しましたように、それはもう電力さんのほうに全面的にお願いをするしか電気を通すすべがないわけでございますので、まったくこれは電力さんの技術にお頼りするしかないということです。町としてその専門分野にまでなかなか我々が口を挟むということは難しいというふうに認識いたしております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 町長、やっぱり専門分野すべてに依存するということは、知識がないからやむを得ない、あるいは送配電の位置がどういうふうになれば復旧が早いのかなというふうなこともわからないとすれば、これは何だと思っただけでも、同じ高台であっても送電線の位置によってもし変電所が故障とか破損しなかった場合には即そこから、例えば私見た段階で小学校あるいは中学校でもいいですよ、あの周辺の高台を一反歩も造成すれば、今回の仮設だってそこにできたはずですよ。それは今後そういう難から逃れるためにはそこにもしあって変電所が健在であったとしたら、それは入谷にも早まったろうし歌津地区にも早まったろうしという送配電の技術的なことができるんだということを私たちは日常生活の中でやっぱり考えているわけでございますから、そういうような設置の場所の選定はやっぱり町として考えておいて、「どうなんですか、ここに建てた場合にはどういうふうな送配電ができるんですか」ぐらいはやっぱり考えてもらって、ぜひその設置場所の検討、決定をしていただきたいなというふうに思います。どうですか、その辺は。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来お話ししていますように、町として電力さんに高台に変電所をつくっていただきたいと、そういう要望もしておりますし、電力さんもそういう考えで今現在検討中でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 次に、道路整備と新設の対応策ということでお尋ねしたいと思ひます。

まず、今回の震災による町道の陥没、亀裂あるいは段差などというのは、南三陸町だけでなくして各市町村随所に見られるわけでございますけれども、とりわけ当町の場合、いまだ補修整備がなぜなされないのか。余りにもその対応が遅過ぎないかと。一昨日、同僚議員にも話されておるようでございますけれども、なぜ取りかかれぬのかなど。横断3号線になるんですけれども、路面亀裂にタイヤを挟まれたというかとられて、その車が1週間も道路上に放置されていたということは御存じでないかもしれませんが、私たちはその現場を把握してあるわけなんです。そういう現実があったわけですよ。さらには現在にいたって入谷小学校通学路の角口といいますか、工事のあり方をどう受けとめられておられるのか。半年たっても放置したままだということは、どういうふうを考えておられるのか。この点をまずもってお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 応急の復旧の箇所については順次進めてまいりました。今ご指摘の路線も含めて、本復旧にかけては災害査定を受けないと取り組めないということがございますので、その辺はひとつご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 災害査定を待つということは、国に依存なのか県に依存なのか、あるいは国土交通省に依存なのかわかりませんが、そういう査定がなされないということでおくれをとっている。町道でございますから、町道の管理責任者は町長であるはずですよ。特に小学校の角口なんていうのは、今回どんなに子供たちの通学の安全性あるいは学校を避難所としていたものだから学校の避難所への対応の車、あるいは支援物資の集積所といいますか、そういうのの車の往来、あるいは仮設住宅の建設に当たっての、建てるべきでない入谷小学校などへ仮設住宅を建てたなんて、そこへ資材を運ぶのに大型車両ですよ、あるいは自衛隊、警察、どんなに危険を感じながら、あるいは通行に支障を来しながら、この車の運転手たちは御苦労されたと思いますよ。今言った人たちは。しかも毎日通勤している学校の先生方。当初は学校の先生方も寝泊りして避難者の対応をしたんですからね。そういう事実があったにもかかわらず、そういう通学路の、子供の第一の安全、安心して通えるその角口を半年もかかって、何ぼ地域の住民、地域の議員が担当課を通して話をしても、なぜやれなかったのか。この辺、町長として考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろご指摘をちょうだいいたしました。具体の路線になってまいり

ますので、その辺につきましては建設課長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、横断3号線でございますけれども、これは7月に既に災害査定を受けておりました、現在補正予算、特別委員会のほうに付託になってございますので、そちらが可決し次第すぐに対応をさせていただきたいと思います。

それから、入谷小学校線につきましては平成22年度ですべて擁壁部分が完了する予定だったんですけれども、コンクリートが中途半端に打設した中で今回の地震に遭いまして、いろいろ業者のほうとも調整をしてきたんですけれども、なかなか瓦れき等の処理とかに追われていまして、雨によって崩れたのり面とか一部は応急的にはさせていただきましても、なかなかまだしっかりその辺が工事に着手できていない状況でございますので、この部分については大体今月末で瓦れきは一定の整理もできるのではないかと思いますので、この辺についてはその辺を待ってしっかり対応させていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 課長さん、この3号線については査定中だということで、あるいは予算の確保に向けて取り組んでおられるということで、まず理解いたしましたけれども、こういうのも先ほど申し上げましたように、亀裂したその箇所へ車が1週間もとめてあったんですよ。こういう事実を課長はわかっておりましたか。その後、こういうことがあるから砂利を敷いてくれやと言って砂利は敷いたんですけども、そういう対応策、町でできる、すぐできる二次災害が起きないように、事故に結びつかないようにやるべきが、町の道路管理者としても、あるいは担当課長としてもやっぱり必要だと思いますよ。それ電話1本であそこにきょう砂利敷いてほしいんだという一言ですよ。できますよ、そういうことは。

それと小学校の通学路でございますけれども、あの場所を掘り起こして道路標識を立てていて、あの深さが何メートルあるか課長わかっていますか。あの深さ。それから、その角口の路面の幅です、道路幅。それを大型車両、今は毎日通学バスが通っております。さらには当時は自衛隊の駐車施設でしたよ。自衛隊の大きな車、あるいは支援物資を輸送する車はほとんど10トン、それ以上の車が通ったんですよ。その人たちがその4メートル弱の、あるいはその先にそういう1メートル50、あるいは穴のところを標識をよけよけやっているんですよ。それを何とかそこだけを埋めても、そのカーブするところだからその穴を埋めてもやってほしいということを何回課長は頼まれましたか。地域住民に。そういうことが、半年たってまだ手がけようとしな。あるいはさせようとしな。そういう考え方と行動力を私は地域住

民として、あるいは子供たちの安全性ということからして、やっぱり考えますよ。この辺を課長はどういうふうに考えますか。すぐやれますか。やってほしいですよ。この辺の答弁をお願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） この前、議員さんがうちのほうへおいでいただいたときに、その辺すぐに業者を呼んで、その辺の対応は指示をさせていただいております。あわせて小学校ののり面についても対応するように指示はしてございますので、もう少しお待ちいただきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 課長、もう少しということは何日を指してもう少しなんですか。きょうにも電話して、あそこ1回埋め戻してと。ダンプで五、六台もあつたら……、それじゃきかないな、あの深さだから。……すぐやれるんじゃないですか。あのまま工事を継続して、設計どおりにはいきませんよ。1回埋め戻して、その安全をまずもって確保するようにしたらどうですか。そう思いますよ。あしたにもやってもらえるように取り計らっていただきたいなど、そんなふうに思います。時間がかかり過ぎますよ、それでは。どうですか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 業者にはその辺指示しておりますので、早急にまたもう一度その辺早くできるように対応させていただきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 横断3号線と入谷小学校の角口工事の当座の対応策については、早急にやってもらうことをお願いいたしたいと思えます。

次に、今回の災害で同僚議員も申し上げておりましたけれども、裏参道といいますか、町道あるいは林道が大活躍した道路があります。被害がなかったすべて通じる場所は活用された道路でありますけれども、今回例えば災害対策本部を設置しているアリーナへ通じる路線、つまり大沢、双苗から磯の沢という林道を通して石泉線に抜けてアリーナに通った道路、これほど対策本部へ情報から支援要請とか、各地区のですね、なかった道路だったろうと思えます。私も山形の庄内の町役場の職員を案内したこともありました。ということは小学校の避難場所へ行って話を町担当がしておったんですけれども、こう行ってああ行って、山の中を行くんだけれどもというような説明だから、それでは私が案内しますよと、ちょうどそこへ出くわして案内したから助かりましたということで対策本部のほうへ回っているんですけ

れども、さらにはその道路は志津川中学校、小学校へ物資を運ぶときに、つまり町のPTAの人たちが炊き出し飯を持ってそこの道路を通っていき、裏山を通って小学校、中学校へ物資を運んだと。そういう光景も12日に見ております。もちろん12日に町長に会ったのもその小学校でした。その小学校へたどり着いて、私は住民からえらく怒られていたときの話でございます。それで、お互い生存を確認しながら喜んださまも、町長も記憶にあると思うんですけれどもね。この道路とか、あるいは45号線荒町上から入る梨の木線、これも南三陸町へ通じるときに大いに活用された町道だと。さらには、高速道路から398号線を通って入谷に抜け、入谷から対策本部へ行くときにその道路がどんなに活用されたか、この道路もやっぱりこういうときは必要なんだというように。そのほかに坂の貝線とかあるいは羽沢線、あるいは登米に通じる道路もありましたけれども、そういう道路が今回大活躍されたというような褒め言葉を使ったほうがいいかな、そういう道路を復興計画の中でぜひ幅員拡張あるいは支障木の伐採等々ぐらい、つまり対向できるぐらいの路幅、4メートルなら4メートル以上の林道にするとか、あるいは6メートルぐらいの町道にするとかというぐらいの、あるいは待避所をつくっておくとか、そういうことが今回特に教えていただいた、必要不可欠な道路だったというふうに考えます。例えばこの辺の道路の拡幅整備あるいは待避所、そういったものを考えてほしいと、あるいはそれをすべきだと、こういうふうに思いますけれども、その辺の考え方をお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） るるご指摘をいただきましたが、今回の災害におきましてすべて幹線道路が壊滅状態ということで、今ご指摘ありましたようないわゆる農道、林道、そういったものが非常に活用されたということは私も十分承知いたしております。そういった中で、今回の復興計画の中におきましても町内のそういった道路の問題も含めて総合的に判断をしていくというふうな形の中で進めていくと、そういう考えでございますので、今ご指摘があった部分も十分斟酌しながらこれから取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ぜひこの林道あるいは町道の整備につきましては復興計画の中で取り入れていただいて、そういう整備を整えていただきたいなと、そんなふうをお願いするものでございます。

次に、質問2件目に入ります。「宅地造成に町有財産の山を生かせないか」ということでございます。

御存じのように、仮設住宅への入居期限は2年と定まっておるようでございます。そういう中にありまして、仮設入居者から「町の公営住宅はいつごろ始まるんですか」とか、あるいは「復興住宅っていう話も聞いているんですけども、そういう建設はどこにするんですか」とかお尋ねがあります。当町としても、そういう避難者といいますか被災者に対して、やはり先を示しておく必要があるのかなというふうに思っておるわけでございます。と申しますのは、やはりそういうことを早めて知らせておくということが必要であろうと思えます。そういう場所にまずもって町有の財産である山林が各地域にあると思うんです。2,000町歩くらい、2,400だったかな、240ではないよね。……町にはそういう町有の山林財産があるはずですよ。そういう町の財産を、山林、原野含めてあるように聞いておりますので、そういうところから造成するといっても結構時間がかかりますから、伐採あるいは測量、そういったようなことを考えて、住宅への取り組み、公営住宅、復興住宅への取り組み、あるいは町としての宅造の取り組み、この辺をどういうふうに考えておられるか。それに町有財産、山を生かしてもらえないかというお尋ねでございます。お聞かせください。

○議長（後藤清喜君）　ここで暫時休憩をいたします。

答弁は再開後に行いたいと思います。

再開は、11時15分といたします。

午前11時01分　休憩

午前11時15分　再開

○議長（後藤清喜君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

及川　均議員が着席しております。

12番議員に対する答弁を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　それでは、鈴木議員の2件目のご質問、「宅地造成に町有財産の山を生かせないか」というご質問にお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、現在策定を進めております震災復興計画案において、今後の基本的な土地利用のあり方を整理いたしております。命を守る土地利用を図るため自然や地域の絆に配慮しながら、高台などに安全な居住地を確保していくこと、それを方針といたしてございます。このための代表的な事業手法といたしまして、防災集団移転促進事業や、土地区画整理事業等がございまして、町といたしましてはこれらの補助事業が全額国費負担となるよう、現在国に要望いたしておるところであります。

ご提案いただいております町有地での宅地造成は、これらのうち防災集団移転促進事業における移転先選定において適用が考えられます。この防災集団移転促進事業を簡単に申し上げますと、津波による被害があった区域は危険ですので、町が国の補助を利用して高台に宅地造成を行いますので、地域の皆さんで移転しませんかという事業でございます。ただし、制度上移転に当たりましては地域住民の意向を尊重すること、それから移転促進区域内のすべての住民が移転するよう努めることが求められております。つまり、地域内において話し合いを重ね、納得の上、できる限り地域の方々が集団で高台に移転することが求められているという事業ということになります。そうしたことを踏まえますと、肝要なことは地域内において合意が形成されるということでありまして、その上で地域の方々が中心となり移転先を検討し、適地となる高台に町有財産の山林等があれば積極的に活用を図ることにより、早期に宅地造成の着手が可能になるというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ただいまの町長の答弁を聞きますと、防災集団移転事業というのがありまして、それが地域の合意が取りつけられれば直ちに始まる用意はあるということでございますけれども、実はこの間入谷の仮設住宅の自治会長の取り計らいで、地域の議員と避難者、つまり仮設住宅入居者の懇談会を持ったわけです。そうしたらこの話が出まして、ぜひ入谷地域にある町の町有財産を早急に町営住宅か、あるいは復興住宅、あるいは宅地造成に生かしてほしいんだという要望が拍手を添えていただきまして、その同意があったらというように受けとめ方を私たちはしてきたわけでございます。そういうこともありますから、ぜひ町有財産、2,400町歩あるわけなんですけれども、これがどこに散在しているかということとはわかりませんが、もし入谷で言うならばきのうも同僚議員からお話しされた松笠屋敷、これは町の町有財産になるまでに私も相談に乗っている1人でございまして、たしか18町歩から20町歩、周辺をまぜますと20町歩ぐらいはあるわけなんですけれども、それは他の事情があって町に寄贈したのは18町歩、あるいは他の民有地にしたのが20町歩ぐらいあったと記憶しています。そういうところを生かせないかというのがまずもっての提案でございますけれども、もしそういう同意があるとしたら、町ではその候補地として直ちに、即座に造成を開始できるかどうか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども申しましたように、意向調査は必要だと思います。多分鈴木議員も入谷の仮設住宅の皆さんといろいろ懇談をしていただいて、その中でいろいろなお話

の中で入谷地域でというお声があったというふうに思いますが、いずれにしましても我々もそういった町民の皆さんがどういう場所が望みなのかということについての意向の調査ということについてはしっかりとやらないと、いわゆる需要動向ですね、それを調べさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） やっぱそれは大切なことだというふうに思います。そういう中で、やはり浜区の人たちはどういうふうに考えているのか、あるいはこの集団移転に当たってもコミュニケーションが崩れるようなところへは行きたくないという方、あるいは仮設入居者の声を聞いてもそういう話が聞こえてきます。そういう面からはやっぱり意向といいますか、その動向は調査の必要性があらうかと思ひます。浜の人はやっぱり高台をつくってもらっても、そこから浜にまず提案のように職住形成といいますか、そういう住宅造成が必要だろいうふうに思ひます。

いずれにせよ、町有財産をとりあえずだれからも余り問題なく、町有財産でありますから、みんなの財産でありますから、そういうようなことから手がけられないかなというのの1つの候補地に松笠屋敷周辺に山林が18町歩あるんだということを提案しておきたいと思ひます。そこに町営住宅なり、あるいはその周辺を宅造しておくという取り組みでのお尋ねでございます。

それと、さらに戸倉地域には何ぼ、あるいは歌津地区には何ぼあると、先ほど申し上げました2,400町歩の町の山林面積があるとすれば、その10分の1を使っても204町歩ぐらひはまず使えるかなというように思ひでお話ししているわけでございますから、その辺の活用を手始めとして始めてはどうかなということでございます。そうすべきでないかなと、そういう方法もあるんじゃないかなというお尋ねでございますので、この点についてお答へ願ひたいと思ひます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 鈴木議員も先ほどお話しになりましたように、いわゆる旧来のコミュニケーションを少しでも維持したいという町民の方々は多ございます。やっぱり従来のお住まいの地域、あるいは近くの高台とか、そういうふうな要望が大変多いわけございまして、そういう町民皆さんのご意向も重要視しなければいけないというのは我々の基本的な考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 町長お答えのとおりでございます。そういうことは大切にしていきたいと私も同感でございます。

それで、高台に移転しなさいと、移転しますよというようなご提案が町民会議等々にも提案されてあるようでございますけれども、しからば市街地形成をどこにするのか。さきの復興計画の中では、アリーナ周辺をやる、あるいは高校の周辺、つまり旭ヶ丘周辺を宅地造成、高台移転としての市街地形成として考えるということでございますけれども、この辺の進捗ぐあいといいますか、交渉ぐあいというか、そういったものがさっぱり見えてこない、取り組む姿勢がどこまで行っているのか、この辺も考えてほしいと思いますけれども、この辺はそういう提案はしてあるもののどの辺まで行っているのか。まずもってお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 復興計画の素案につきましては、今月中には議員の皆さん方にもお示しできるというふうに思います。その中に具体的にこれからの地域づくりのいろいろな課題等含めまして掲載しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 9月まで待たなければならないということでございますけれども、いたし方ないのかなというようなことでございますけれども、そうすると9月内にというとおおむねその復興素案といいますか復興計画は出ているんだということが察せられるわけなんですけれども、町住民から聞きますと、今度市街地形成はそういうふうに高台移転だと、職住分離の考え方を一応基本にしたいというようなことでわかるんですけども、しからば被災した町はどうなるんだと。いつまでもはっきりしないのではないかと、国が買い上げるのか、盛り土してかさ上げして済ませるのかというのが町の人たちの話なんですよね。高台避難するんだという話は聞いているんですけども、町には住めないのかという声もあるんですよ。特に志津川町の地区内の人はそのような声を持っているんですよ。店なり会社なりがそっちこっちに出てきているんですけども、制限はいつ解けて、いつやるのかと。

きのうの夕方も、ちょうど大潮の時期に入っているからだろうと思うんですけども、十日町通り、五日町通りなどは特にひどいですよ。側溝は満水、道路まで水が、私が帰る時点でそういうふうになっていたということを見ますと、あれをもし町の住民がああいう状態を見たら、やっぱり平常でこれだとすると住めないんだな、やっぱり75センチメートルじゃない、1メートルも地盤沈下してるんだなと、やっぱりここをかさ上げするのは、盛り土す

るのは5メートル以上だなど。奥尻も壊滅的な被害を受けたそうなんです、6メートルもかさ上げして市街地形成をしたということ、あるいは堤防は10メートル以上の頑丈な堤防をつくっていたという事実もありますので、そういうことからすると市街地をどういうふうにしていくのか。高台に市街地をつくる、高台に住居を構えるということはわかるんですけども、自分たちの土地はどうなるんだということあたりからはっきり町の方針を示してもらわないと、調査、調査、アンケート、いつまでたっても事は進まないというような感じになってくると、復興のほうがいままで延びてしまう、仮設に2年が3年になるのかなど。いや3年でも抜けられないというような入居者の声でございますから、早めてその辺の決断と復興計画に盛り込んで事に当たるべきじゃないかなど、そんなふうに思いますが、その辺はどうなっているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の大震災で、今お話しになりましたように地盤沈下というふうなことが起きて、大変壮大な事業費がかかっていくということについては、これは議員もご承知だというふうに思います。その中にありまして、どれぐらいのかさ上げをしていくかということを含めまして、先ほど来お話しいたしておりますように、今復興計画が今月中に完成いたします。それを素案として議員の皆さん方にお示しして、これからどういうふうな地域づくりをしていくのか、どういうふうなゾーニングになっていくのかということについてお示しさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ぜひそういうような強い決断をもって、早急に対応していただきたいというふうにお願ひしたいというふうに思います。

次に、3件目に移らせていただきます。「震災犠牲者の慰霊の塔、いやし公園がつかれないか」という表題でございます。

前段でも申し上げましたけれども、今回の大津波で1,000人からの犠牲者を出したということについて、やはり震災犠牲者を弔う、あるいは追悼、供養するといえますか、そういった慰霊の碑の建立、あるいはその建立場所を安住の丘に住ませてはどうかかなど。そこへ慰霊の塔、あるいはそこを公園化して、犠牲者の心をいやしていただく、あるいは安らぎの場として、あるいは生き残られた人たちと、姿はなくても語り合える、そういう場所を後世に残すべきだというふうな考え方から提案してみたのでございますが、この慰霊碑、あるい

はいやしの丘といいますか、そういったものは町長はどういうふうに考えておられますかお尋ねしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 鈴木議員の3件目のご質問でございます。「震災犠牲者の慰霊の塔、いやしの公園をつくれぬか」ということについてお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、東日本大震災によりまして本町で多くの尊い命が奪われました。改めて犠牲になられた方々に哀悼の意を表したいというふうに思います。犠牲になられた皆様をいとおしみ、哀悼の誠をささげることは、私たち町民の務めだというふうに思っております。また、そのような哀悼の場を整備していくことは、震災の教訓を後世に伝えていくためにも大変重要なことと考えております。

議員ご提案の慰霊の塔、いやしの公園につきましては、現在作成中の震災復興計画の中でも希望、鎮魂の丘や震災復興記念公園として整備したいと進めております。具体的な形は今後個別計画の進捗によりその折に議会にお諮りいたすこととなりますが、希望、鎮魂の丘につきましては被災各地域に整備を行いたいというふうに考えております。ただ、整備に関しましては復興に係る整備手法及び財政事情等により地域によって整備時期に違いが発生するものと思われませんが、環境の整ったところから整備に着手したいというふうに考えております。

また現在宮城県において県としてのメモリアルパーク構想を検討しておりまして、本町についても何らかの形で構想の一部として整備が行われるよう、今後県に働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） この後の復興計画の中で提案されてお諮りしたいということで、つくる方向では進められているんだなというふうに思います。ぜひそうあってほしいと思います。ただいまの答弁の中で、希望・鎮魂の丘と。これは名前までそういう……、この方向に向けられているということは察せられるわけなんですけれども、ただいま答弁で「各地域に」という言葉もちょっと聞き受けたんですけれども、各地域というと例えば歌津地区、それから志津川地区、戸倉地区、あるいは入谷地区というような形になるのかなというような受けとめ方をしたんですけども、考え方はそういう受けとめ方でよろしいのでございましょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今鈴木議員がおっしゃったように、歌津地区あるいは志津川地区、戸倉地区、そういったようなことで整備をしていきたいというのが基本的な考え方でございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） できれば各地区にそうあってほしいなということでございますけれども、そうすると当時……、当時ということは満州事変とか大東亜戦争とか、当時の鎮魂碑は各地域にあるわけですね。志津川だったら八幡さまにあるとか、あるいは歌津だったら伊里前公民館のわきにあったんだけど、今度の震災でそれは流されてしまったというところ。あるいは大雄寺さんにも忠魂碑の慰霊とかと、とにかく御霊を祭り上げてそこにやっぱり忘れられないようにその犠牲者の御霊に生存者はいつまでも語りかけたいというような、そういうのがあります。そういうような形も1つの考え方だと思いますけれども、すべて財源が伴うものでございますから、その辺も考える必要性があるのかなというようなことでございます。

それと、防災庁舎のモニュメントのお話もありましたけれども、これはやっぱり賛否両論があるということでございますし、特にあそこで町職員30名からの人がお亡くなりになっております。そういう御霊を祭る場所として果たして最適なのかどうかということも考え置き願って、ぜひ希望の丘、鎮魂の丘の建立、建設についてはやるべきだと、こういうふうに思います。各地区につくるのか、あるいはそれを1カ所にしてモニュメントとしての何らかの形に残していくのか、そういったことも大切であろうかと私は思いますので、いずれにせよ町の平和と繁栄に、殉職された遠藤未希さんを初め大震災の犠牲となられた多くの御霊の安住の丘として、ぜひ希望の鎮魂の丘あるいは慰霊の碑を、私は一周忌前に建立すべきだろうというふうにと思いますが、このへんはどういうふうに町長は考えられますか、お尋ねしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもお話しさせていただきましたが、希望、鎮魂の丘ということにつきましてはそれぞれの地域の中に建立したいと、そこで御霊を慰霊をすると、そういう場所にしたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ぜひ犠牲者の御霊を永遠に後世に伝える、その鎮魂の丘として建立をしていただきたいなというふうに思います。1,000人からの皆さんの御霊にお悔みを申し上げまして、安住の丘がつくられることを希望して、私の質問を終わらせていただきたいといたします。

○議長（後藤清喜君） 以上で鈴木春光君の一般質問を終わります。

通告 8 番、高橋兼次君。質問件名「災害復旧の状況と今後について」、以上 1 件について一問一答方式による高橋兼次君の登壇発言を許します。2 番高橋兼次君。

〔2 番 高橋兼次君 登壇〕

○2 番（高橋兼次君） 2 番高橋兼次は議長の許可を得ましたので、通告をしておりました質問を行います。

質問事項は災害復旧の状況と今後についてでありまして、一問一答方式によりまして町長に伺います。

悪夢とも言うべきあの震災から早 6 カ月が過ぎたわけですが、この間、自衛隊、警察、消防の方々の懸命な救助活動、また全国の大勢の皆様方からの物心両面にわたる温かいご支援、さらには各地からの多くのボランティアの皆さんの支援活動によりまして、瓦れきの撤去作業も大分進みまして、仮設住宅の建設も予定どおり完成し、被災されましたほとんどの方々の入居も無事終え、安心して居るところかと思っているわけですが。

しかし、被災者は着の身着のままあの寒さの中を津波から逃れ、各避難所にたどり着いたわけでありまして、これまで長い間積み重ねたすべての財を一瞬のうちに失ってしまったわけですが。仮設に入居はしたものの、落ちつく暇もなく、被災のつめ跡をいやすこともできない中で、これからの生活、いわゆる一日も早く充実することを考えていかななくてはなりません。被災された方々がこれからの生き方をゆっくりと落ちついて考えることができる仮設住宅での生活環境を一刻も早く整えてやるべきだと私は思っております。被災者の真の自立に向け、町ができる最高の支援を強く求め、次のことを伺います。

1 つ目は、仮設住宅は一部を残し 8 月末で完成し、入居を終えているが、被災入居者の生活環境と自立に向けての町の支援策でございます。

2 つ目に、震災から半年が過ぎた今、なお進まぬ瓦れき処理についての今後の見通しは。

3 つ目に、漁港の整備と海浜高度利用センターの復旧について、町長の考えをお尋ねしたいと思います。

4 つ目に、危機管理マニュアルの検証と改善はということで、4 点を壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、通告 8 番、高橋兼次議員のご質問、「災害復旧の現状と今後について」、お答えをさせていただきます。

まずご質問の 1 点目、「仮設住宅は一部を残し 8 月末で完成し、入居を終えているが、被災

入居者の生活環境と自立に向けて町の支援を伺う」についてお答えをさせていただきます。

仮設住宅入居のタイミングが自立を目指す区切りとされている点は議員ご承知のことと思います。今回の東日本大震災は、過去の例と比較しても極めて大きな災害だったため、日本赤十字社やワールドビジョン様から基本生活に必要な一通りの生活物資をご提供いただき、被災者の皆様にとりまして自立生活のスタートにおいて大きな支援になったものと考えております。

町としては、被災者生活再建支援法に基づく生活再建支援金やいただいた義援金をなるべく早く被災者の皆様にお届けすべく、業務を進める努力をしまりましたし、全国からたくさんご提供いただいた支援物資もそれぞれ仮設生活の自立に向けた支援として配布させていただいております。

また、今後の仮設住宅の生活環境で懸念されるのが、仮設住宅生活者の孤独死についてですが、これまで過去の被災地の仮設住宅における反省から特に注意しなければならない課題でありますので、当町においては緊急雇用事業を取り入れて、被災者生活支援事業として仮設住宅に約100名の生活支援員を配置し、見守り活動や生活相談をきめ細やかに実施するとともに、地域のコミュニティーの育成支援を通じて、孤独死の防止に努めているところであります。

このほかにも、生活課題はもろもろありますし、仮設住宅は不便も多く、これからが本当の意味で辛抱を要する期間になるかもしれませんが、復興に向けていずれは通らなければならない段階でありますので、町といたしましても国、県の制度的支援を一層仰ぎながら、一つ一つきめ細やかに町民の生活支援に努めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の2点目、「瓦れき処理の今後の見通しについて」、ご質問にお答えをします。

瓦れきの処理は、行方不明者の捜索とあわせ行っていることから、慎重に行ってまいりましたが、8月末現在では約6割の瓦れきを町内の1次仮置き場に集積いたしております。残りの瓦れき類につきましても、年内をめどに1次仮置き場への撤去作業を終了したいと思っております。

一方、町外への搬出は鉄類等の金属を資源物として業者と協定を結び、有価にて売却を行っております。また、廃自動車につきましてもは宮城県への事務委託に基づき、県に受託事業として搬出を開始いたしております。

瓦れき類につきましてもは8月から一部を青森県の三戸町に最終処分場を有する民間の業者への委託により排出処理を開始いたしております。2次仮置き場につきましてもは、県を中心に

関係自治体で気仙沼、南三陸ブロックの建設計画地であります小泉地区との合意形成に向けて鋭意努力しているところでございますが、知事は過日の定例記者会見において分散処理を検討することを示唆しており、本町としても今後具体的に県の考えが示された時点で対処していきたいと考えております。

残された瓦れき類につきましても、宮城県への業務委託とあわせて小泉地区の負担を軽減するために町独自で処理できるものは業者委託を行うなどし、できるだけ早期の移動と処理を目指してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、漁港の整備と海浜センターの復旧についてお話をさせていただきます。

まず漁港の整備についてであります。漁港施設の復旧につきましては宮城県で策定を進めております震災復興基本方針では、平成23年度から平成32年度までの10年間で復興に取り組むこととなっております。本町にある2種漁港のうち、志津川漁港は水産業集積拠点漁港として復旧整備する県内5つの漁港の1つとなっております。残りの波伝谷、伊里前、泊浜につきましては沿岸拠点漁港として復旧に取り組むこととされております。第1種の19漁港につきましては、今後沿岸拠点漁港を設定し、復旧に取り組むこととなりますが、拠点漁港以外の漁港につきましても地域と協議し、整備方針を策定したいと考えております。

しかしながら、町内の1種漁港のすべての施設を一斉に復旧することは多額の費用と復旧時間を要することから、難しい状況となっております。早期の漁港再生を図るには、各地域に拠点的な漁港を選定しながら安心して生産活動が行える地域の漁港としての機能整備を優先し、当面係船に必要な施設の整備によりスピード感を持って将来を見据えた漁港再生を行います。限りある財源で早期の漁港再生を図るためには、拠点漁港を選定し、漁港機能を集約・再編して、生産性や効率性を高め、使い勝手のよい漁港を構築する必要があると考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、海浜センターの復旧についてであります。海浜センターにつきましては当初ノリの種苗生産施設として出発し、近年はアサリの種苗生産試験を行うなど、時代の要請に合わせた有用魚介類の種苗生産や中間育成を行ってまいりました。また、水質調査や養殖物調査などの調査活動により、漁業者にとって有用な情報を提供するなど、全国的にもまれな町立の水産施設として当町の基盤産業である水産業を支え、その発展に寄与してまいりました。

その一方で、行財政改革の視点から見れば、海浜センターの運営を本当に行政が担うべきかどうかについて議論があったこともまた事実であります。このたびの震災によりまして、

海浜センターも壊滅的な被害を受け、機能停止に陥っており、また石巻市にありました県の種苗生産施設も同様の状況であります。

そういった中で、ご質問の海浜センター機能の復旧につきましては、今後の水産業の発展のためにどういった機能が必要か、またそれをどのような主体が担い、関係者間の協力体制をいかにして築いていくのか、あるいは他の分野との複合施設としての再生の可能性なども考慮に入れながら、もう少し議論を深めた上で結論を出したいというふうに考えております。

次に、ご質問の4点目、「危機管理マニュアルの検証と改善は」についてお答えをさせていただきます。質問の内容は、職員の津波非常配備計画に関することと思われまので、この件に対してお答えをさせていただきます。

この計画は、津波の警報に応じて1号から4号配備まで定めております。かつ勤務時間内と勤務時間外の対応の仕方も分けて策定いたしております。3月11日に発生した東北太平洋沖地震津波に際しても、気象庁から地震発生後速やかに大津波警報が発表されましたので、職員の津波非常配備計画にのっとり、自動的に災害対策本部を設置いたしまして、勤務時間内対応の3号配備体制を敷きました。職員それぞれが防災活動に従事いたしましたが、想定外の大津波により職員に多くの犠牲者が残念ながら出てしまいました。これらの経験や、職員の行動等を検証し、また津波により防潮堤のみならず防潮水陸門、防災拠点施設も被災していることから、今後の初動体制のあり方、職員の津波非常配備計画等は大きく変更する必要があるものと考えており、地域防災計画の見直しとあわせ、その策定について急ぎたいと考えてございます。

○議長（後藤清喜君） ここで、昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午前 1 1 時 5 4 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 再開

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 午前中に引き続き質問をさせていただくわけですが、今回は質問の順番が最後というようなことで、質問内容もかなり重複する点があるのかなと、その辺ご理解の上、答弁を願いたいと思います。

最初に仮設住宅のことにつきましてですが、昨日の答弁の中で1カ月以上も予定より早く完

成したというようなことで、大変結構なことではございますが、それでも住民にとっては待ち遠しかったのかなと、そういう思いでございます。また、担当された課長さん、そして職員の皆さんには大変御苦労があったものかなと思っておるわけでございます。

そういう中で、被災された方が入居を終えたわけでございますが、入居が進めば進むほど、また新たな問題というか、不満、苦情が後を絶たないわけでございます。私も数カ所仮設住宅を見回ってみまして、いろいろな話を聞きました。これまでも何点か指摘されたようでございますが、まずは雨漏りがすると、雨どいがないと、いろいろな虫が入ってくると、そして玄関には屋根のあるところとないところがあって、靴がぬれてわからないというような、いろいろな問題が次々とありまして、中でも多かったのは、住みやすいように、使いやすいようにある程度個人で直したいんだと、これはできないのかと、そんな声が大分あったわけでございますが、それは多少の改修といいますか、そういうものはできないものなのかどうか。それでまた県が発注した建設業者は何社であったのか。そして、1戸の費用は同額であると思うわけでございますが、なぜこんなに建設内容に違いが出たのか。例えば建築材ですか、あるいは設計、わかりやすく言うと張り物とか間取りとかそういうものが、大分違って見えてきたわけでございますが、その辺あたり、建築に際して県と町との協議といいますか、すり合わせ、事前に話し合いはなかったのかどうか。その辺をまずもってお聞かせ願いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 仮設住宅にお住まいになって1カ月、2カ月、3カ月というふうな日にちがたってまいりまして、それぞれの入居なさっている方々にとりましてはやっぱりこれから数年住まなければいけないということで、もう少し利便性のいい建物にという思い、皆さん共通でお持ちだと思います。そういった中で、今2番議員からご指摘ありましたようなさまざまな問題を提起されているということも実態でございます。我々としても、少なくともそういった皆さんのお声におこたえできるように、少しずつではありますが改修等を含めて取り組んでいるところでございます。

なお、仮設住宅の発注につきましてはご案内のとおり一部町発注ございましたが、残りはすべて県発注ということでございます。詳細につきましては建設課長のほうから答弁させたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） まず、雨どい等につきましては基本的には仮設住宅に雨どいはつけ

ないというふうな仕様のところもあります。それで、この発注に際してはまずプレハブ協会と宮城県が災害協定を結んでいまして、その中で何万戸というふうな仮設住宅を建てていくわけなんですけれども、県のほうがリースと買い取りで措置をしているんですけれども、一定の仕様、基本的な仕様が決まっております。例えば間取りの最低限度の大きさとか、それから屋根とか外壁の断熱とか、そういったものが仕様が決まっていまして、その仕様の範囲の中で最低限度のものをつくって、さらにそのメーカーによってその仕様いろいろな工夫を凝らしているメーカーもございます。それから、特に設備関係につきましてはいろいろユニットバスとかガス、こういったところについても例えば温度の調節機能がついたバスがあったり、いろいろ業者によってその仕様がそれぞれ違います。また、構造的にもプレハブ、いわゆる軽量の鉄骨を利用したプレハブの住宅と、あとは木住建といまして木造を主体としたメーカーと。これも構造は違いますけれどもそれぞれ一定の仕様の中でつくっております。木造のメーカーにつきましては、従来のハウスメーカーというところが多くて、こういったメーカーにつきましては非常に住みやすいようなつくり方、こういったことをしております。あと一般的なプレハブメーカーにつきましては余りかわりばえはしないというところがございます。それで、そういうメーカーの中でもいろいろ工事上適切には工事しているとは思いますが、いろいろな不具合がありまして例えば雨漏りが発生したと、これはいろいろ水密性の問題で多少の問題があったということでございます。あるいは平成の森のように雨落ちが近くて、雨だれが戸をあけると入ってきたと、ここはすべて雨どいを後でつけてもらいましたけれども、それから庇の長さとかが一定の800という基準はあるんですけれども、これが基準どおりであったり、わきの壁とかそういうところを補強しながら雨落ち部分に工夫を凝らしているメーカーもございます。それから、特に断熱性については一定の補強はしているんですけれども、ガラスがペアガラスとつけているメーカーもございますので、少ないんですけれども、こういったところについてはある程度一定の整備をしているのではないかなど。

いずれにいたしましても、その辺私どもがすべての仮設住宅を回ってみても、やはりそのメーカーによってそれぞれ違うというふうなところがございますので、その辺につきましてはこれからその辺を整理できるかどうかということなんですけれども、ただ基本的な基準というものは一定程度満たしておりますので、例えば網戸の設置についてはもう既に決めておりますし、あとは庇等についてはまだ明確な答えというものは出していないんですけれども、雨どいにつきましては庇等の問題とも絡んでくると思いますし、あとは洗濯物を干す場合に

庇の長さが足りないとか、そういうところも指摘はされてございます。そういうものも、各住宅管理員を今4人雇っております、個別調査を今実施しておりますので、その辺をもう少し詳しくデータをとりながら対応していきたいというふうに考えてございます。

それから、改修というお話でございますけれども、住宅の入居説明会においては構造的な部分とかについては改修はできませんと、それから増築もできませんというふうなお話はさせていただいております。ただ、非常に収納スペースというものが足りないと思います。それで、やはり棚の設置であったり、少し物を置くために何かしたいという方がございます。ただ、棚の設置につきましても構造的な問題で仮に棚をつけたにしても地震で棚が落ちてけがをすとか、そういう問題もございますので、町のほうといたしましてはその辺についてもやはり安全上の問題があるのではないかと。ただ、生活に必要なもので簡易なものについてはこれは許可ということではなくて、それぞれ工夫をしてお使いになっていただきたいと、こういうふうに今入居者には話しております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） いろいろ事情もあるようでございますが、何社かというような問いには答えていないようでございますが、私が調べたところでは20社かなど。20社、58カ所。この中でみんな身を比べるんですね、自分のところとほかを。あっちがいい、こっちがいいと、さまざまあるようでございます。ここで名前を出すのはうまくないと思いますが、例えば吉野沢団地と平成の森という、何か五つ星ホテルと民宿みたいな差があるなというような、そんな感じも受けたわけでございますが、今の課長の説明でいろいろあったんだろうと思いますが、いずれにしましても被災された方々はここの中で、また後で出てきますが2年間生活をしなければならない、またその中で自立に向けた体力をつけていかなければならないというようなこともありますので、できれば直してもいい、棚をつけてもいいと表面的には言えないものがあるだろうと思いますが、その辺は住民のためにいろいろな対応をしていただきたいなど、そう思っております。

それで、生活が始まったわけでございますが、昨日、一昨日と出ておりますが、9月5日現在で58カ所、当選世帯が1,890世帯の5,791人というような仮設でのスタートになるわけでございますが、新しい生活、コミュニティーが大事でございます。これはいろいろと何人かの方々から言われてきておるわけでございますが、このコミュニティーの基礎となる自治組織の設立状況はどのくらいになっているのかなど。きのう答弁をいただきましたので大体把握はできました。9月9日現在、県内で400あるうちの95と。その中で我が町は58カ所のうち26

の設立だったんですね。（「31」の声あり）いや、9月9日現在ではそのように新聞に出ておりました。それで、きのう、14日に58カ所のうち31というような町長の答弁です。これは県内でもトップです。わずか四、五日のうちに5件もまた設立したと。職員の方々が一生懸命頑張っているんだと、この調子であと残りを設立していただきたいと、そのように思うわけでございます。

我が町の仮設住宅には、大きく2つの形式というか、とらえ方が出てくるわけですが、それは何をいうかという、入居数ですよ。入居数が151人以上が8カ所もあります。その中には200人以上というものが6カ所あるんです。200人以上という大所帯になるわけですが、そういう150とか200とかというところは当然ながらいろいろな地区の集まりであろうと。また、少ないところは地域ごとの入居内容になっているのかなと、その2つに分けて考えているわけですが、当然大所帯につきましては地域のコミュニティーは最初から、1から作り直さなければならないのかなと、そう思っているわけですが、このような状況でございます。お互いに助け合いながら、励まし合いながら、この窮地を乗り越えていかなければならないわけですので、できるだけ早目に自治組織をつくっていただきたいと思うわけでございます。そして、そのコミュニティーづくりの一端として各仮設住宅の触れ合いの場の設置と、こういうことを考えていかなければならないものではないかなと。また、健康を目的とした、例えば軽い運動場とか、それからイベントを企画してみたいかがでしょうか。それから、特に高齢者向けの情報交換の場所、今は暖かくてその辺でいろいろな話をしてもいいんですが、これからは寒くなる季節でございますので、そういう場所も設置してやる必要があると。先般、平成の森で高齢者の方々が話していたことは、我々年寄りはどこにも行くところがないと。家の中にばかりいても、さっぱり気分がすぐれないと。それで、こういう場でいろいろみんなと話し合えないと、とてもでないがやっていけないと。けれども、これから寒くなるんだと。できれば囲ってもらえればありがたいんだけどもなど、そういうような声も聞いてきました。ですから、こういう方々に対してコミュニティーの一端としてさまざまな場所の設置、あるいはさまざまな情報交換の場、それからイベント等をこれから考えてみてはどうかと思うわけですが、その辺どう考えておりますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おっしゃるとおりだと思います。大きな団地になりますと、やっぱりご指摘ありましたように全く知らない方々もご一緒の仮設住宅団地にいるということで、そう

いった意味でのコミュニティーを新しくまたつくり上げるということについては、大変御苦労もあろうかというふうに思います。そういった中でやっぱり大事なものは、自治会を組織して自治会長さんを選任して、自治会長さんを中心にしたコミュニティーづくりというのを新たに立ち上げていかなければならないんだらうというふうに思います。そういった意味では、先ほどご指摘ありましたように、我々も何とか自治会組織を立ち上げたいということで担当課が一生懸命になって連日出向いて、何とか自治会組織を立ち上げていただきたいということで努力させていただいております。まだ十分でない状況でございますが、いずれ100%になるように努力させていただきたいというふうに考えてございます。

集会所の件でございますが、きのうもちょっとお話しさせていただきましたが、集会所は31カ所できてございまして、きのうもそれ以外の地域については近くの集会所あるいはそういった場所を使えるところは今回集会所を設置しなかったということですが、少なくとも今お話ありましたようなご指摘もあります。きのうもお話ししましたが、岩手県ではあいている場所にそういった集会施設を設けるといふようなこともやっておりますので、その辺我々ももう少し柔軟に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） できるだけ、一日も早くそういう現場が見られるようにひとつ頑張ってくださいなと思うわけでございます。

また、こういう1つの要望といいますか、コミュニティーを早急にとっていくためには、ある程度その仮設のどこにだれがいるかと、なかなかお宅に行きたくてもどこにだれがいるのかわからないというようなこともありまして、個人情報との抵触というようなこともあろうかと思いますが、表札の設置などを促す考えといいますか、強制的ではなくですね。そうすることによって、居住者の位置といいますか、そういうことが大体見えてくるんじゃないかなと。また、いろいろな事件、事故の防止にも、考えようによってはつながるんじゃないかなと、そう思っておるわけでございますが、現に道路地図会社ですか、ゼンリンなんというところが動いているようでございますが、そうなってくると個人情報保護に抵触するからというような、何か一点張りの対応じゃなくて、もう少しいろいろな角度からやはり表札というものの考え方を進めていく必要があるのかなと、そんなことも思っているわけでございます。

またさらに、仮設から買い物もまだ不自由な段階でございます。そういうような意味におきまして、買い物バスあるいは病院バスなんていうのも定期的に走らせてサービスするのもま

た1つの方法かなと、そう思っておるわけですが、その二、三点、どう考えているか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 表札につきましては、それぞれの仮設住宅の中で名前を書く場所がございます。ただ、書いていない方も実はいらっしゃるのが事実でございます。その中で、やっぱり大事なのは自治会の中でお互いに合意形成を図っていただいて、そしてその中でお互い今どこにだれが住んでいるのかということがわかるようになれば、今高橋議員おっしゃるように1つのコミュニティーが形成されていくのかなというふうな思いがありますので、その辺は自治会長さん含めてご相談をさせていただきたいというふうに思います。

それから買い物なんです、一部民間の企業が買い物バスを走らせるという状況もございますし、8月から移動販売車が走ってございます。そういった形の中で、少しずつではありますが、少なくとも仮設団地の中でそういった買い物のできる機会というのが出てきているのかなというふうに思います。しかしながら、ご案内のように全く店がない状況でございますので、そういう意味におきましてはまだまだ皆さんにとってはご不便だろうというふうに思います。いずれその辺もいろいろ商工会等も含めましてご相談をさせていただいて、少なくとも余り不便をかけないような形の中で対応していきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） いろいろ不自由しているわけですが、震災から半年過ぎまして、半年でこのくらいになったんだからまあまあいいかなという考えの人は1人もいないと思います。震災前にすぐ戻ってほしいというような強い願望だと思いますので、そこを町の力でどんどんと企画をいたしまして、推し進めていっていただきたいなど、そう思うわけですが。

それから、この方々に何が今一番考えていることかなというように聞きますと、皆さん口をそろえて言うのが、将来の不安と現状の不満を抱えている中で、仮設住宅の入居期間であります。とてもでないが2年は短いなど。これから先を考えていくうちに、2年後にここを出てすぐ家を建てられるなんていうようなことは100%無理だと。これ何とかならないのかというようなことで、いろいろ資料なんかも見ますと2年が3年、3年が4年に延びていくといいますか、可能性として丸々ゼロでもないのかなというように感じもしているわけですが、できれば2年を3年あるいは5年と延ばせないものなのかどうか。そうした場合に、加算支援金の問題も出てくると思うんです。加算支援金も延長できないのかどうか。

また、これをできるだけセットでといいますか、延長していただきたいなど。これが住民の一番の願いであると私は解釈しているわけでございます。この辺の考えは町長はどのように考えているか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 仮設住宅の入居年数でございますが、基本的には2年ということになってございます。しかしながら、今回のこの大災害でございますので、特に当町の事情をご賢察だと思います。当町のこういった事情を考えれば、2年ということにはちょっと無理だろうと私は認識いたしております。いずれにしましても、2年ではなくて何年という断定はできませんが、2年で終わるといふことについてはないだろうというふうに思います。

それから加算支援金なんです、37カ月ということになっております。しかしながら、これにつきましてはこれまで当町に政府の方々がおいでになった際に37カ月では短過ぎるということで、延長していただきたいということの申し入れは町のほうからはさせていただいております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） いろいろ後もあります、できるだけやはり住民の要望にこたえるべきだろうと思います。

それから、公営住宅につきましては前者の質問の中でもいろいろ答弁いただいておりますので、改めて質問はしませんが、仮設住宅あるいは民間賃貸住宅等々の制度的なもの以外の被災者が求めた住宅については、何ら支援がないんですね。勝手に建てたんだろとか、勝手におまえたちがそういうところを借りたんだろとかというような解釈にされがちではありますが、これらについての支援制度というのは1つもないものなのかどうか。その辺。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 詳細については保健福祉課長から答弁させます。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） そういった窓口というのは、特別なそういう開設はしてありませんが、今支援員等がそれぞれ回っておりますので、そういった中で承って、それを持ち帰って解決に当たるというような方法を考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） ぜひこういう方々こそが国、県に迷惑をかけないで、仮設の中で生活が始まっているわけでございますので、やはり何かこう考えてみますと不公平感があるのかな

と。そんなことを思っているわけですので、ぜひ福祉課長、何かあれば支援を願いたいなど、そう思います。

いずれにいたしましても、被災住民は早く自立しなければならないわけですので。仮設住宅に入っている間で精神的、肉体的にも英気を養っていただきまして、力強く自立していただくよう町として頑張っていたきたいなど、そう思います。

次に移ります。瓦れきの問題でございます。瓦れきは震災から今日までさまざまな形によりまして積極性を持って進められてきたように思います。ですが、まだ手つかずのところもある中で、1次仮置き場がいっぱいになってきていると。そういう状況の中で、我が町の瓦れき処理進行率、6月14日時点では29%となっておったわけですが、現在は何%の処理進行率になっているのか。

それと、6月に問うたところ、瓦れき処理の指針、いわゆる考え方について「現時点では県の指針に従ってやっている。今後は町の指針を8月まで作成したい」と言っておったわけですが、その結果はどうなったのかなど。この2点をお伺いします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 瓦れきの1次仮置き場までの進捗状況でございますが、先ほどお話ししましたが8月末で約6割ということになってございます。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、災害廃棄物の処理の基本方針でございますけれども、7月末に一応庁内でまとめまして、これはあくまでも基本方針でございますので国、県の指針に基づいた形で作成してございますけれども、その中で県との協議に基づいた事務委託、これを2次仮置き場での処分がメインになりますけれども、それを中心としてそのほかに町としても極力瓦れきを一日でも早く撤去処理をするために独自で新しいルートを探して委託を進めると、そういった形で方針のほうは定めてございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） ようやく方針が7月末に出たということでございます。住民の皆さんは、進んではいるものの半年たっても目の前に瓦れきがあるとまだ終わらないのかというようないら立ち、不安、心配があるようでございます。そのお気持ちは十分私もわかっておるつもりでございますが、2次処理の方向性が見えないと、どうなっているのかなど。その中で山積みされた瓦れき火災、これを心配しているわけですね、住民の方々。隣の町でも大規模な、あるいは大規模に至るような火災が起きているわけでございます。そこで、我が町も例

外ではなく1次仮置き場はかなり山積みになっていて、雨が降った次の日などは何か燃えるガスなのかただの湯気なのかわかりませんが湯気が立っております。高温になってくると自然発火するというような見解もあるようでございますが、その点につきまして小泉地区の方々もこの点も大分心配されているようでございます。そういう中で、我が町の瓦れき置き場について火災の予防策を講じているのかなど。そういうところをお聞きしたいなど。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 気仙沼市さんと名取市さんできのう火災になりまして、我々も大変心配しておりまして、この前伊里前地区におきまして蒸気だったんですが火災ではないかというようなことで消防署も出動したという経緯がございます。我々も消防署の方々をお願いをいたしまして、瓦れきの高さ、どれぐらいになるのかということを含めて指導をいただきながらやっております。ただ、いずれご指摘のようにやっぱりその辺は大変心配なわけでございますので、消防署の皆さんとともにとにかく大事に至らないように我々としても対策を講じたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 数字ではあわせない、また数字以外の状況の中で火災が起きる場合もいろいろあるかと思えます。ましてこのような気温の変化というか、毎日かなり違ってきますので、その辺は十分注意していただきたいなど、そう思います。

また、2次置き場について大分調整が難航しておりまして、最近になってリスク分散というような考え方で受け入れるというような、姿勢がやわらくなってきたなというようなことも聞いておるわけでございますが、その中で2次置き場の候補地、小泉地区のリスク軽減をするというような意味合いで、我が町では独自の処理方法として青森県の三戸町に陸送しているわけでございます。これが1トン3万8,000円といいましたかね。1カ月3,000トン、全部で1万トン进行处理したいと。そして小泉地区には余り迷惑をかけないようにしたいというようなことでもございますが、この辺の小泉地区の方々にはわかっているものとは思いますが、さらにリスク軽減だというようなことも言われてきているわけでございますが、今取り組んでいる陸送処理とあわせて、さらにリスクを減らす意味で瓦れき処理案を考えてはおりませんか。どうですか、その辺は。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、2次仮置き場はまだ決定でないということでございまして、なおその辺の合意を得るための努力を事務方でやっているというふうにお聞きいたし

ております。反面、今お話ありましたように県も分散せざるを得ないのではないかというふうなお話もこの間知事が記者会見でお話ししておりますが、正式にそういったお話がこちらのほうに来れば、我々もそういった対応を講じなければいけないということで考えてございます。いずれにしても、2次仮置き場が決まらなるとどうしても町の中から瓦れきが消えないということで、町民皆さん方にとっては復旧が見えないという、そういうこともございますので、いち早くとにかく2次仮置き場をどこに決めていくのかということについて我々としてもしっかり県等の情報を取り入れながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 今町長おっしゃるとおりでございます。とにかく進んではいるんですが住民の皆さんにはさっぱりそう映っていないんですね。ですから、何をするにも財源が伴うわけでございますが、きちりとしたそういう方向づけに基づいた財源を確保して、一日も早く目の前から取り去ってやるということが大事でなかろうかと思っております。

そこで、私の考え方といいますか、独自の処理方法の1つの案として、移動式の小型の焼却炉、こういうものの導入というものも1つの方法ではないかと。これはまだまだ詳しくは中身を追求はしておりませんが、大分こういうものも全国に普及しているというような話も聞いております。燃料は瓦れきですから、そうそうかからないわけでございます。また、この中から熱を取り出して、冬場の暖房にというような使い方もできるわけでございます。そのほかに、温水を取り出して種苗生産などにも、使い方はいろいろあると思うんですよ。これも財源が伴うわけでございますが、聞いてみますと1年、2年で壊れるものでもない、最高15年もっていると、最初につくったものがまだ傷まないと。余り頑丈につくり過ぎて、かえって何かうまくないというような業者の声も聞いております。こういう1つのものを処理して、さらに余力で産業あるいは生活に役立てていくと。これこそが復興と言えるものじゃないのかなと、そう思っておるわけでございます。今ここでこれ以上の詳しいことは控えさせていただきますが、今後このような類した話といいますか、そういうものが県、国から出てきた場合にはぜひ思い出して、比較していただきたいと、こういうことをお願いしておきたいと思っております。

それから、2次仮置き場が仮に決定した後、県が行う2次処理内容というものはどういうものになっているのか。先日の新聞で、石巻ブロック、石巻市、東松島市、女川町、2市1町で発注したようでございます。業務委託契約がされたようでございますが、契約金が1,923億円ですか。地元の雇用人数が1日当たり1,250人と。大変な雇用の場をつくり出しているよう

でございます。また、機材、食材も地元調達だというようなことで、相当地元に貢献になるのかなど、そのような情報も聞いたわけでございます。そういう中で、県がどのような内容のものを計画されているのか。そしてまた我々のブロックではどのような計画のもとに2次処理を進めるのかを伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 県に委託します2次仮置き場及びそこでの処分内容でございますが、詳細につきましては今後詰めていくこととなりますけれども、基本的な考え方としては今町内にごございます1次仮置き場、そこでの可燃性の混合ごみの処理が中心になっていくかと思われま。具体的にはそれを2次仮置き場で分別いたしまして、木材とかにつきましては極力リサイクルのほうに回す、そのほかにつきましてもリサイクルできるものについては極力リサイクルの方法を探っていくということになりまして、どうしても焼却するしか処分のしようがない部分を取り除いて、それらについては焼却炉を建設してそこで焼却する。また、今既に金属類なんかは直接搬出してございますけれども、あと残っているのが廃タイヤであるとか廃家電、そちらのほうも極力その事業の中でリサイクルに回していく。基本はリサイクルできるものはリサイクルする、どうしても処理ができないものは焼却処分をします。そういう形で、今後現在の町内の瓦れきの量、種類、それらをもう一度精査いたしまして、町と県の役割分担をある程度決めながら、委託の内容を決定していきたいと、そのように考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 被災現場からは大分消えてきたわけでございます。1次置き場から2次置き場、そして2次処理がおくれているというようなことで皆さん心配しておりますので、できるだけ早く地元の理解を得て、処分する方向に進めていっていただきたいと思います。

また、海から上がっている瓦れきについてもいっばいで、進んでおりません。大分近隣の方々からは苦情が出ております。やはり海のものでありますから、おかのものより臭いんですね。衛生上よくないというようなことで出ておりますので、双方とにかく早く進めていただきたいと思います。

次に移ります。漁港、そして海浜高度利用センターの復旧についてでございますが、漁港についてはこれまでも何十回と議論が行われてきて、優先的に漁港を整備するというような結果にはなっているわけでございます。ようやく予算も見えてきたわけでございますが、なかなか整備計画に鮮明さが欠けるような思いがあるわけでございます。まずもって町管理の19

港をどのように集約し、どの程度の改修をするのかと。そして、いつごろまで完成するのかなど。その2つをまずもってお聞きします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、集積の漁港としての志津川漁港、それから2種の波伝谷、それから泊、伊里前ということで、これは拠点漁港ということで修繕していくということです。それから、1種漁港の19の漁港につきましては、拠点漁港を決めて、それからスタートするということとなりますが、いずれこれはもう少し検討を加えながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） このときの集約化の考え方、我々は集約というと19ある港を10にするのかなと。あとのところは手をつけないのかなというような考え方をしておったわけでございますが、この間の県の説明では集約と言っても今あるものを3分の1にするのではないんだと、ただその機能を集約するんだと。例えば作業所とか、あるいは加工施設とか、そういうものを集約化するんだというようなことを説明があったんですが、何か我々が解釈していたのとちょっと違うなというようなことを受けたんでございますが、それで確かなのかどうか。そこを説明願います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 沿岸拠点漁港につきまして、背後地の利用計画がないと拠点漁港ということにはなかなかまいらないわけです。ご案内のとおりカキ処理場とか、そういった絵をかくことが必要でございまして、すべからくの漁港に果たしてそれが可能かということになりますと、これは大変難しいというふうに思います。その辺で拠点漁港の考え方ということはどういうことで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） そうすると、その集約化の原点は要は背後地の利用から来ていると、そういう解釈でいいんですね。（「そうです」の声あり）わかりました。いずれにしても、漁業者はとにかく待っているわけでございますので、できるだけ県、国のほうに働きかけて、一日も早くそういう整備がなされるようやっただきたいなと、そう思います。

次に、袖浜利用センター、活用センターと2つあったわけでございますが、特に今回は海浜高度利用センター、このことについてお聞かせ願いたいと思います。

この研究施設はこれまで資源管理型漁業の推進を図ることを目的として、中間育成事業、種

苗生産、試験研究事業、それから魚病ですか、サバの病気、防疫拠点推進事業と、総じてその指導事業などをやってきたわけですが、今海がゼロになって、これからゼロからスタートする中で種苗の確保あるいは新たな養殖の確保というものが出てきているわけですが、これはぜひ復旧するべきものと、復旧していろいろ、最初の答弁の中にもありましたが、いろいろな兼ね合いもあるようでございますが、ぜひ復旧して南三陸町の漁業、水産業に役立てていくべきじゃなかろうかと、そう考えているわけですが、その点町長はどのような考えでありますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 海浜センターの役割は、当町の水産振興に大変大きな力を担ってきたというふうに認識いたしております。ただ、残念ながら今回このような状況でございまして、壊滅状態ということでございます。基本的にこれを復旧するための補助メニューが現状としてはございません。3次補正の中には入ってくるかもしれないという情報はありますが、現状としてはそういう状況でございます。基本的には海浜センター、今回石巻で谷川もすっかりやられてしまいましたので、県内の種苗生産をやる施設というのはなくなってしまったわけです。そういった意味におきましては、町としても大変位置づけとしては高いんだらうというふうに思います。しかしながら、その位置づけあるいは主体がどこに担っていただけるのかとか、それは関係機関といろいろ協議をしていかなければいけないのかなというふうに思います。いずれにしましても、当町の水産振興という観点からいけば、この海浜センターの必要性ということについては私も十分認識いたしております。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 全くそのとおりでございまして、今回岩手、宮城、それから福島と、いろいろなこういう環境施設はすべてが破壊されたというようなことで機能を失っております。その中でも、当町に大事な魚種としてアワビというものがあるわけですが、このアワビの稚貝を育てるところがないというようなことで、大分組合関係も苦悩しております。このセンターでは、建物、そして中の施設は破壊されたものの、実績と技術は残っているのかなと、そう思っております。技術さえあれば何とかなるんじゃないかなと。今の答弁の中でメニューがないというようなこともありましたが、確かにそういうとらえ方もあろうかと思いますが、これは近い将来への投資と、我が町の自腹を切った投資というような考え方も必要かなと、そう思っているわけですが、これはこの海を生かす原動力にもなるであろうとも思います。やはり県内切ってこのような施設を設け、そして漁業を復活して

いくと。そして南三陸のアワビを全国に発信できるように持っていくべきだなと、そのように考えておるわけでございます。メニューがあれば幸いなのですが、メニューだけにとらわれないで、少しぐらい借金しても将来の漁業後継者への投資だというような考え方も考慮して進めていってもらえればいいかなと、そのように思っております。そのようなことで、残された技術と実績を大事に生かしていただくようお願いしたいと思います。

次に移ります。危機管理マニュアルの検証と改善ということでございますが、先ほど町長から職員のことであろうというようなことでそこに限定させたような答弁をいただきましたが、別に職員の配備のことだけではございません。危機管理マニュアル、いわゆる防災計画というような位置づけでございます。18年の12月に防災会議によって地域防災計画というものが作成されていたようでございます。当時は私もおりませんので、そういう文書はいただいておりませんが、作成されてから5年になるわけです。その間、チリ地震、そして今回の津波と2回の大きな津波が発生しているわけでございますが、今回は想像をはるかに超える津波であったというようなことで、壊滅的な被害を受けたわけでございます。

防災計画をちらっと見せてもらった中では、大変すばらしいものだかと私は理解しておったわけでございますが、この防災計画は何を基準に、何を指針にしたものなのか。そしてまた、今回のような場合に十分に対応できる内容になっておったのか。また、これが十二分に運用されたのか。その辺をまずもってお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当町の防災計画は基本としては宮城県の防災計画に準拠した形の中で作成されてございます。なお、私の答弁後に担当課から説明させます。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 大もとの法令は災害対策基本法になりますけれども、その42条の条文の中に市町村の防災計画については、それを包含する県の防災計画に抵触するものであってはならないとはっきりうたわれております。それが準拠するという部分の根拠になるわけでございまして、県の想定している地震被害、津波被害をそのまま基本的には南三陸町の防災計画に生かしたといった内容で整備したものでございます。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） そうすると、県がさまざまな会議の中で取りまとめた計画に沿うようなというような今までの流れなんですね。ただ、今回このような大きな被害が出たことによって、さまざまな学者の先生といたしますか、そういう方々からいろいろな意見が提案されてい

るわけですが、国、県が策定したものに必ずしも沿わなくてもいいんじゃないかと。やはり国、県が作成するものは全体的な範囲が広く、拠点的には必ずしもそれが合っているわけではなく合わないところもあるというようなことで、やはり地域防災は地域の実情に合ったような策定が好ましいのではないかと。このような意見も出てきているんですが、その辺はどうですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり宮城県の防災計画につきましては宮城県沖地震を想定しての計画づくりだったと思います。それに沿った形の中で我々も計画をつくってまいりました。ただ細部、地域によってそれぞれに実情が違うという部分もあろうかというふうに思います。そういう部分については、町としても今ご指摘のような形の中での取り組み方というのはできるんだろうというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） それで、3点ほど。今回の緊急時の場合に情報の収集、伝達、これに不備はなかったのか。それから、いろいろ聞いてきましたが、住民の誘導というものは適切に行われたのか。それから、最後に職員に対しての避難指示というのはどういう形でどううとき出されるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） まず情報の伝達の部分につきましては、基本的に地震が発生した際に気象庁からジェイ・アラートを紹介して情報が伝達してまいります。それを速やかに把握いたしまして、防災無線を通じて住民に広報して、避難指示をまず読み上げたという内容になります。

誘導はあわせて防災無線で既に行っておりますので、それで十分な対応だったというふうに思っています。

職員については、とりあえず防潮水門、陸門、その配備というか、その水門の閉鎖の確認をしなければいけないので、それを確認した職員はそのまま3号配備ということなので、みずから近くの高台に避難すると、そういったマニュアルで行動したものだと思います。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 質問に対して、不備はなかったということですが、当然だれしもが想像しなかった津波でございますので、結果的に無理もなかったのかなと、そのような思いもするわけでございます。いずれにしましても、ちょっと甘さがあったのかなと、そう

感じるころも正直あるわけでございます。きのうですか、おとといですか、避難は基本的には安全な高台へ避難するというのが基本でございますが、緊急を要する場合は一定の基準を満たした丈夫な構造の建物、人工構造物を利用するというようになっているわけですね、計画の中では。そのときの目安として、想定浸水1メートルの場合は2階以上と。今回は6メートルだったので、6メートルの場合は何階以上になるのかなと。そして、後で情報が修正になったわけございまして、10メートル以上と。では10メートル以上は何階に逃げればいいのかと。そのような疑問も持ったわけでございます。6メートルという情報が入ったのはいつの時点だったのか。そしてまた、この時点で職員の待避指示は出せなかったのか。昨日もこの件について質問があったようでございますが、再度私の質問にも答えていただければいいかなと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回、職員の皆さんの犠牲ということで大変残念な思いでいっぱいですが、しかしながら職員の皆さん、3号配備という形の中で職務を最後までやっていただいたということについては、私自身も大変誇りに思っております。しかし、大変つらい思いでもございます。

○議長（後藤清喜君） 危機管理課長。

○危機管理課長（三浦清隆君） 6メートルの津波の波高の情報が入ったのが2時49分の大津波警報発令時と同時にジェイ・アラートを介して流れてまいりました。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 2時49分ですか。大分時間もあつたようでございますね。これから津波が来るまでというところ……。この間に何らかの方法がとれなかったのかなと、今思うと残念で仕方がないわけでございます。

いずれにしても、このマニュアル、防災計画、これは宮城県沖地震を基本にしているというようなことでございますので、宮城県沖地震、これまでの経験を基本にすることは逆に危険じゃないのかと、最近になってそのようなことも言われてきております。自然災害は想定することが難しい、想定することができれば被害も何も出ないわけでございますが、そんなことでこれから町長がゼロから見直すというようなことでございますので、想定以上の、何を想定してこれからつくっていくのかはちょっとまだ私にはわかりませんが、想定に想定を重ね、さらに想定を重ねたような内容でもって策定していくべきなのかなと、そのように思います。さらに今後は地域住民に対しても避難の重要性、これを徹底して指導してい

くべきじゃなかろうかなど。さらには、職員に対しても津波にかかわる正しい知識、この勉強を十二分にさせていただくと。そういう中で町民の生命、財産を守るという立場にある者は、常に危機感を養い、研ぎ澄まされた瞬時の判断力を身につけることが大事ではなかろうかなど。幾ら立派な計画を立てても、その時の判断が鈍ってはいは宝の持ち腐れでございます。やはり瞬時に反応できる、これはやっぱり常に養っておかなければならないものだと思います。二度とこのような悲劇を起こさないためにも、全町民が一丸となって本当に災害に強いまちづくりを進めていくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 以上で高橋兼次君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、20日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、20日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後2時16分 延会